

令和6年度

糸田町職員採用試験案内

(情報技術者・主任介護専門支援員)

受付期間 令和6年4月24日(水)～6月2日(日) 必着

※申込方法は電子メールのみ。糸田町役場の受信日時が、6月2日(日)午後11時までのメールに限り受け付けます。

試験日 令和6年6月14日(金)～7月7日(日)

※第1次試験は全国のテストセンターで実施します。
都合の良い日に受験可能です。

事前に予約をした試験会場で、会場のパソコンを使って受験する試験です。本人確認は、有効な顔写真付き身分証明書で行います。

※欠員状況等に応じて、令和6年10月1日以降に採用される場合があります。

糸田町役場 総務課

〒822-1392

福岡県田川郡糸田町1975番地1

TEL 0947-26-1231

1 試験区分・採用予定人数・職務の概要等

試験区分	採用予定人数	職務の概要
一般事務 (情報技術者)	1名	一般事務（自治体業務の各種システムの運用、保守、その他一般事務等）に従事
主任介護支援専門員	1名	主任介護支援専門員業務に従事

(注) 採用予定人数は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分	年齢	資格・免許
一般事務 (情報技術者)	平成元年4月2日以降に生まれた人	次のいずれかに該当する人 ○大学・短大・専門学校（専門課程修業2年以上）の情報系学科を卒業または令和7年3月卒業見込みの人 ○民間企業・公的機関等で情報システム関係の実務経験が3年以上ある人 ○次の資格試験のいずれかに合格している人 ①基本情報技術者試験、 ②応用情報技術者試験、 ③ITストラテジスト試験、 ④システムアーキテクト試験、 ⑤プロジェクトマネージャ試験、 ⑥ネットワークスペシャリスト試験、 ⑦データベーススペシャリスト試験、 ⑧エンベデッドシステムスペシャリスト試験、 ⑨ITサービスマネージャ試験、 ⑩システム監査技術者試験、 ⑪情報処理安全確保支援士試験
主任介護支援専門員	昭和49年4月2日以降に生まれた人	主任介護支援専門員の資格を取得済の人（令和7年3月末までに取得見込みの人も可）

① 日本国籍を有しない永住者又は特別永住者の方も受験できます。

② 試験を受けられない者

地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 糸田町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日、試験会場、合格者発表

(1) 第1次試験

試験区分	試験日	試験会場・合格者発表
一般事務 (情報技術者) 主任介護支援専門員	令和6年6月14日(金) ~令和6年7月7日(日) 都合の良い日時と試験会場を事前に予約します。 試験会場のパソコンを使って受験する試験です。 本人確認は、有効な顔写真付き身分証明書で行います。	【試験会場】 全国のテストセンター ※【6 第1次試験を受験するまで】を十分に確認してください。 【合格者発表】 日時：令和6年7月12日(金) 午後1時(予定) 掲示場所：糸田町役場正面玄関前 及びホームページ上(合格者の受験番号を掲示)

(2) 第2次試験 【日時：8月4日(日) 予定】

試験区分	試験時間等	試験会場・合格者発表
一般事務 (情報処理技術者) 主任介護支援専門員	入室開始 8:15~ 説明 8:45~ 9:00 小論文試験 9:00~10:00 面接試験 10:00~	【試験会場】 糸田町住民センター (糸田町役場内) 田川郡糸田町1975番地1 TEL0947-26-1231 【合格者発表】 日時：令和6年8月9日(金) 午後1時(予定) 掲示場所：糸田町役場正面玄関前 及びホームページ上(合格者の受験番号を掲示)

(注)・第1次試験は全受験申し込み者に実施し、第2次試験は第1次試験合格者に実施します。

・第1次試験・第2次試験の合格者には、合格通知書を本人のメールアドレスに送信しますので、soumu@town.itoda.lg.jp から送付されるメールを受信できるように設定をしてください。必ず役場玄関前又はホームページ上の掲示場所で合格発表を確認してください。なお、電話での照会にはお答えしません。

・第1次試験合格者は、発表の日から3日たっても合格通知書のメールが届かない場合には、直接糸田町役場総務課 (TEL0947-26-1231) へお問い合わせください。

4 試験の方法・内容

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目	内 容
一般事務 (情報技術者) 主任介護支援専門員	職務基礎力試験	【職務能力試験(高校卒業程度の教養試験)】 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題(60題、1時間) 【職務適応性検査】 公務員に求められる資質について、性格特性を把握する検査

(2) 第2次試験

試験区分	試験科目	内 容
一般事務 (情報処理技術者) 主任介護支援専門員	小論文試験	専門的知識、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
	面接試験	公務員としての必要な資質、適性及び人物について個別面接による試験

5 受験手続

(1) 申込方法

申込書の必要事項を入力し、エクセル形式又はPDF形式による電子メールで提出してください。(所定の位置に必ず写真データを合わせてください。)

電子メール送付先アドレス：soumu@town.itoda.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年4月24日(水)～令和6年6月2日(日) 必着

※電子メールの場合、糸田町役場の受信日時が、6月2日(日)午後11時までのメールに限り、受け付けます。

6 第1次試験を受験するまで

(1) 試験会場予約用メール「受験用ID発行のお知らせ」の受信へ向けた注意事項

下記メールアドレスより6月7日(金)までに、試験会場予約用メール「受験用ID発行のお知らせ」により、会場予約へ向けたマイページURLとログインID・パスワードを各受験者様宛にご連絡いたします。

メール発信元：no-reply@cbt.j2-cloud.jp

①上記期日までにメールが届かない場合

【糸田町役場総務課(0947-26-1231)】までお問い合わせください。なお、メールが受信できずお問い合わせいただけなかった場合、当方からID・パスワードの再通知はいたしかねます。その場合、受験ができなくなる場合がございますのでご注意ください。

②受信設定ご確認のお願い

あらかじめ上記メールアドレスからのメールが受け取れる設定(cbt.j2-cloud.jpのドメインを許可)にしておいてください。GmailやYahoo!メールなどのフリーメールアドレス、icloudをご利用の場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がございますのでご注意ください。また、法人用のメールアドレスや携帯電話のメールアドレスをご利用の場合、セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性がございますので、必ず事前に受信設定をご確認ください。

(2) 受験キャンセルに関する注意事項

会場予約後に受験をキャンセルされる場合には、受験日の1営業日前(土日祝日を除く1日前)の17時までに、必ずマイページ上から予約キャンセル手続きを行ってください。

なお、キャンセル期限の2日前には上記アドレスより受験予約のリマインドメールを送信いたしますので、あわせてご参照ください。

<キャンセル期限について>

例1：水曜日が受験日の場合→火曜日の17時がキャンセル期限となります。

例2：土曜日、日曜日又は月曜日が受験日の場合→金曜日の17時がキャンセル期日となります。

(3) 会場予約に関する注意事項

ログイン ID、パスワード及びマイページ URL を受領されたら、お早めに会場予約を行ってください。なお、会場の空き状況に応じて受験会場・受験日時のご希望に
応えられない場合がございます。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、糸田町職員採用登録者名簿に登録され、原則として、令和7年4月1日に採用されます。

※欠員状況等に応じて、令和6年10月1日以降に採用される場合があります。

(2) 受験資格がないことが判明した場合又は、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

8 給 与

・初任給の例

【一般事務（情報技術者）・主任介護支援専門員】

職務経験などの年数	高校卒の方の 初任給	大学卒の方の 初任給
経験なし	166,600 円	196,200 円
5年以上	約 196,200 円	約 221,800 円
10年以上	約 221,800 円	約 236,800 円
15年以上	約 236,800 円	約 246,400 円

(1) この額は令和6年4月1日現在の額です。

(2) 初任給（給料）は、最終学歴・経歴（職務内容・期間）に応じて、決定します。

(3) このほか、扶養手当・通勤手当・住居手当・期末勤勉手当等が支給されます。

9 日本国籍を有しない受験者のみなさまへ（永住者又は特別永住者の方）

採用試験を受験することはできますが、採用後は公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、糸田町職員採用試験を受験するにあたっては、下記の事項にご注意ください。

※「公務員に関する基本原則」

日本国籍を有しない方は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職に就くことはできない。

(1) 日本国籍を有しない方が就く職について

公務員の任用は、上記「公務員に関する基本原則」に基づいて行われますので、基本原則に該当しない職に就くことになります。

- 公権力の行使・・・・・・・・住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定すること。
- 公の意思の形成への参画・・行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有すること。

(2) 従事する職及び管理職の昇任について

糸田町では、上記の「公務員に関する基本原則」である「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職について、次のとおり定めていますので、採用後はそれ以外の職に任用されることになります。

① 公権力の行使に携わる職

- ア 徴税吏員
- イ 許認可に携わる管理職
- ウ 強制執行に携わる管理職

② 公の意思の形成への参画に携わる職

- ア 庁議（重要施策決定機関）を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
- イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
- ウ 町財政を所管する管理職
- エ 各機関の人事を所管する管理職

この試験に関する問い合わせ先

糸田町役場 総務課 TEL 0947-26-1231
